



ボン国連気候変動会議

2012年 5月14日－ 5月25日

本日ドイツ・ボンに於いて、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) および京都議定書に基づく国連気候変動会議が開幕する。5月14日から25日までの日程で行われる今次会議では、実施に関する補助機関 (SBI) および科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)の第36回 補助機関会合 (SB) が開催される。また、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA) 第15回会合、京都議定書附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) 第17回会合さらに「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」(ADP) の第1回会合も併せて開催される。

ADP は、5月17日から24日まで会合を開く。締約国からのサブミッション(FCCC/ADP/2012/MISC.3)を受けて、この新組織は緩和、適応、資金、技術の開発・移転、行動と支援の透明性、キャパシティビルディング等の分野に関する作業の開始を予定している。また、ADPでは、緩和のための野心の強化に関する作業計画を検討し、議長、副議長、連絡官 (Rapporteur) の選出を行う予定だ。

AWG-LCA の会合日程は5月15日から24日迄。第18回締約国会議 (COP 18)での包括的かつバランスのとれた合意成果の採択を目指し、その準備に焦点をあてることになる。さらに、5つのインセッション・ワークショップ(持続可能な開発への衡平なアクセス;先進国の排出削減目標の明確化;途上国による各国ごとに適切な緩和行動 (NAMA)の多様性のさらなる理解; 様々なアプローチ; 新たな市場ベースのメカニズム) を開催予定だ。

AWG-KP の会合日程は5月15日から24日迄。附属書I締約国の更なる約束、数量化された排出抑制・削減目標(QELRO)、割当量単位 (AAU)の繰り越し、議定書改正案およびその付属書などについて検討する。

SBI と SBSTA の会合日程は5月14日から25日迄。SBI 暫定議題 (FCCC/SBI/2012/1) の項目の中でも国別報告書; NAMA; 資金; 国別適応計画; 損失・被害; 対応策; 技術; クリーン開発メカニズム(CDM)理事会の決定への控訴; 政府間会合の調整; および事務管理・資金・制度的な問題などが中心テーマとなる。

SBSTA の暫定議題 (FCCC/SBSTA/2012/1)には、影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画; 技術; 研究および 系統的観測; 対応策; 農業; 各種方法論の問題; 緩和の科学・技術・社会経済的側面等がある。

UNFCCC及び京都議定書のこれまでの経緯

国際政治における気候変動への対応は1992年の気候変動に関する国連枠組み条約 (UNFCCC) の採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度

安定化を目指す行動枠組みを規定している。UNFCCC は 1994 年 3 月 21 日に発効、現在 195 の締約国が加盟する。

1997 年 12 月、締約国は日本の京都で開催された COP3 で UNFCCC の京都議定書に合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標を達成することを約束した。これらの国々は UNFCCC の附属書 I 締約国と呼ばれ、附属書 I 国全体で 2008-2012 年（第 1 約束期間）に 6 種の温室効果ガスの排出量を 1990 年比で平均 5%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は 2005 年 2 月 16 日に発効、現在 192 の締約国を有する。

2005－2009 年に行われた長期交渉

2005 年末、カナダのモントリオールで、京都議定書の第 1 回締約国会合（CMP 1）が開催され、議定書 3 条 9 項に基づき AWG-KP を設置することが決まった。また、第 1 約束期間が終了する少なくとも 7 年前までに、附属書 I 国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、COP 11 では、国連気候変動枠組み条約（以下、条約）の下で長期的な協力を検討するため「条約ダイアログ」と呼ばれるプロセスがつくられ、4 回のワークショップを開催することが合意された。

2007 年 12 月、インドネシアのバリ島で COP 13 及び CMP 3 が開催された。交渉の結果、長期的な問題に関するバリ・ロードマップが合意された。また、COP 13 で、バリ行動計画（BAP）が採択され、緩和や適応、資金、技術、長期的協力行動のための共有ビジョンといったテーマに特化した議論を行うための AWG-LCA が設置された。また、AWG-KP の下では、附属書 I 国の更なる約束に関する交渉も続けられた。条約と京都議定書に基づく 2 つの交渉経路「トラック」については、2009 年 12 月のコペンハーゲン会議を交渉の終結期限とすることとなり、そのために 2008 から 2009 年にかけて両作業部会が数回開催された。

コペンハーゲン: 2009 年 12 月、デンマークのコペンハーゲンで国連気候変動会議（COP 15 及び CMP 5）が行われた。一般からの高い注目が寄せられた同会議では、透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベル会合では、主要経済国・地域およびその他交渉グループの代表で構成されるグループでの非公式交渉が行われ、12 月 18 日深夜、交渉の結果、政治合意である「コペンハーゲン合意（Copenhagen Accord）」が生まれ、その後、COP 全体会合での採択に向けて提出された。その後 13 時間以上にわたり、この合意の内容について政府代表団による討議が行われ、最終的に COP はコペンハーゲン合意に“留意”（take note）することで合意した。2010 年中に 140 以上の締約国がこの合意に対する支持を表明し、80 ヶ国以上が自国の緩和目標や緩和行動に関する情報提供を行った。また、AWG-LCA 及び AWG-KP の期限を COP16 及び CMP 6 まで延長することで合意した。

カンクン: 2010 年に 4 回の準備会合を経て、12 月に国連気候変動会議がメキシコのカンクンで開催された。会議の末、カンクン合意がまとめられ、両交渉トラックの下での決定書が盛り込まれた。条約トラックの下では、決定書 1/CP.16 において、世界平均気温の上昇を 2°C に抑制するという目標を達成するべく世界全体の排出量を大幅に削減する必要があると認識した。また、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015 年までのレビューにより目標の強化を検討していくことでも合意がなされた。また、締約国は、先進国と途上国がそれぞれ排出削減目標および各国ごとの適切な緩和行動(NAMA)を通知することに留意した



(FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1 及び FCCC/AWGLCA/2011/INF.1:ともにカンクン後に発表)。さらに、決定書 1/CP.16 では、測定・報告・検証(MRV)や、途上国の森林減少・森林劣化由来の排出量の削減および森林保全の役割、途上国における持続可能な森林管理および炭素貯蔵の強化(REDD+)といった、緩和に係るその他の側面についても取り上げられた。

また、カンクン合意により、いくつかの新たな制度やプロセスの発足が定められた。カンクン適応枠組みや適応委員会、技術執行委員会 (TEC)、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)等である。また、グリーン気候基金 (GCF) が創設され、これを条約の資金メカニズムの新たな運営機関として、24名の理事により構成される理事会で管理することとした。同基金の詳細設計については、移行委員会を設置し、作業にあたらせることで締約国が合意。資金メカニズムに関しては COP を補佐する常設委員会が設置されることとなった。また、2010-2012 年には、早期開始資金として、先進国が 300 億米ドルを拠出すること、さらに 2020 年までに共同で年間 1000 億米ドルを拠出するという約束が認識された。

議定書トラックの下では、CMP により、附属書 I 国に対して、IPCC 第 4 次評価報告書で特定されたレンジと一致するような排出削減総量を実現させるべく、附属書 I 国の排出削減目標の野心レベルを引き上げるよう要請された。さらに、土地利用・土地利用変化・林業 (LULUCF) に関する決定書 2/CMP.6 が採択された。2 つの AWG の期限は南アフリカ・ダーバンで開催される国連気候変動会議まで延長されることとなった。

ダーバン: 2011 年に 3 回の準備交渉を経て、2011 年 11 月 28 日 - 12 月 11 日に南アフリカのダーバンで国連気候変動会議が開催された。ダーバンの成果としては、特に、京都議定書に基づく第 2 約束期間の設定、条約に基づく長期的協力行動に関する決定、および GCF の運用開始に関する合意など、多岐にわたるテーマが網羅された。多大な交渉の末、“議定書、他の法的文書、または、すべての締約国に適用可能な法的拘束力を有する合意成果”の作成を定められた新たな ADP というプロセスを発足させることが合意された。この新たな交渉プロセスは、2012 年 5 月から開始され、2015 年末には終了する予定で、その成果を COP 21 で採択し、2020 年以降に施行・実施することが定められた。

今次会合までのハイライト

気候変動に関する進歩的な行動のためのカルタヘナ・ダイアログ: 気候変動に関する進歩的な行動のためのカルタヘナ・ダイアログは、ケニアのナイロビにおいて 2012 年 4 月 3-4 日に開催され、気候変動の危機に対処するための漸進的な国際協力行動に取り組むため、UNFCCC の Christiana Figueres 事務局長ほか 38 カ国からの代表 80 名が参加した。ダーバン・プラットフォームに関する討議では、ADP のガバナンスや作業構成、および 2015 年までに法的拘束力を有する新たな合意を実現するための戦略などについて創造的に検討するため、COP17 の政治的な機運を活かす必要性があると強調された。また、京都議定書の下での第 2 約束期間に向けた細目を決定することの必要性、2020 年までの期間の緩和の野心の強化、過去の COP で合意された各種の制度やメカニズムの運用化、適応 および 資金の重要な役割などが認識された。

エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム: エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム第



13回会合が2012年4月17日、イタリアのローマで開催された。2009年に米国オバマ大統領の呼びかけで発足した同フォーラムは、先進国と途上国17ヶ国が参加し、世界の気候変動やクリーンエネルギーに係る課題への対応を前進させるための率直な対話を円滑化させることを目的としている。また、国連、コロンビア、ニュージーランド、カタール、シンガポールも同会合に参加した。アルジェリア、バングラデシュ、バルバドスも参加招聘を受けていた。

会合参加者は、一連のダーバン合意パッケージを歓迎し、ダーバン会議の著しい進展を示すものだとの見解で一致した。また、ダーバンの成果の支持および前進とならんで、これをバランスのとれた方法で実施することが重要だという点が強調された。今年、京都議定書の改正についての採択を行うことを見越して、附属書Iの京都議定書締約国は、自国の目標をQELROの形式に変換するとともに、第2約束期間のための各種ルールとAAU繰り越しの取り扱いに関して合意する必要があることが留意された。他方、ドーハ会議でAWG-LCAとAWG-KPが終了することになり、今年の会議の優先課題や今年交渉が妥結しなかった場合の対応などの問題については出席者の意見が分かれた。

ダーバン・プラットフォームに関する非公式閣僚会合： COP17議長を務めた南アフリカのMaite Nkoana-Mashabane 国際関係・協力大臣の招聘により、強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する非公式閣僚会合が2012年5月4日-5日、ドイツのボンで開催された。UNFCCCのすべての交渉グループの代表として、32カ国の閣僚および政府高官が参加し、ADPの役割を確実に実行するため今後4年間で実施すべきことは何か議論が行われた。また、現在までの各国政府の取組みと気候への耐性を備えた世界を築くために必要な行動とのギャップを埋めるためのオプションについても議論がなされ、ダーバン会議で高まった機運に乗せて、カタールのドーハで開催されるCOP18でも強力な成果を出そうという決意も表明された。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafeo, Cherele Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.